大阪府子ども読書活動推進普及啓発

OSAKA PAGE ONE実施要綱

（目的）

第一条　OSAKA PAGE ONEは、府が、学校、図書館その他関係機関及び民間団体と協働して、社会全体に対して、子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもの読書活動を推進する気運を醸成し、子どもに読書の楽しさと大切さと豊かさを伝えることを目的とする。

（事業）

第二条　OSAKA PAGE ONEでは、前条の目的を達成するため、次の子ども読書活動推進普及啓発に取組む。

一　子どもの読書活動の魅力と重要性について広く普及・啓発していくために、毎月第一土曜日・日曜日を「OSAKA PAGE ONE の日」とする。

二　「OSAKA PAGE ONE の日」を中心に、子どもの読書活動についての啓発、乳幼児への読み聞かせや、中高生が魅力的な本と出合うための取組など、家庭や地域での読書活動の機会の充実及び習慣化を図るための取組を進める。

三　公民連携し、社会全体で子どもの読書活動に関する普及・啓発の取組を実施する。

四　その他目的を達成するために必要な活動を実施する。

（協働）

第三条　府は、OSAKA PAGE ONEの実施にあたっては、取組内容に応じ、市町村、学校、図書館、教育・保育施設、別表に掲げる民間団体等と協働するものとする。

２　事務局は、大阪府教育庁市町村教育室地域教育振興課に設置する。

（雑則）

第四条　この要綱に定めるもののほか、OSAKA PAGE ONEに関し必要な事項は、事務局が定める。

附則

この規約は、令和３年６月１日から施行する。

別表

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 大阪府書店商業組合 |
| ２ | 大阪出版協会 |
| ３ | 大阪出版取次懇和会 |
| ４ | その他、府と包括連携協定を締結する事業者等 |